

# 越谷市建設工事における技術者の専任に係る取扱いQ&A

## ～ 目次 ～

- Q 1 : 平成25年2月5日付け国土交通省建設業課長の通知により、建設業法施行令第27条第2項の規定が緩和されたのか。また、平成26年2月3日付け国土交通省建設業課長の通知では何が改定されたのか。
- Q 2 : 「一体性」や「連続性」、「相互に調整を要する工事」の判断はどのように行うのか。
- Q 3 : 工事現場がいずれも越谷市内であれば、「近接した場所」と見なすのか。
- Q 4 : 国土交通省の通知では工事現場の相互の間隔が「10km程度」であるが、越谷市では「10.0km以内」なのか。
- Q 5 : 10.0kmは直線距離か、それとも移動する道路の距離（走行距離）か。
- Q 6 : 工事現場の相互の間隔とは、どのように計測した値か。
- Q 7 : 兼務できる工事件数は原則2件だが、3件の工事を兼務することは可能か。
- Q 8 : 越谷市発注工事同士の場合、全てが主任技術者の兼務可能対象工事となるのか。
- Q 9 : 越谷市発注工事を施工しているが、同一現場で施工される関連工事を特命随意契約で受注した。既に配置している専任の主任技術者(兼)現場代理人を、関連工事の技術者及び現場代理人として配置したいが、どのような手続きが必要か。
- Q 10 : 監理技術者が複数の工事に従事できる場合もあるのか。
- Q 11 : 現場代理人の常駐規定緩和に関する取り扱いも変わるのか。
- Q 12 : 専任の必要がない請負代金額が4,000万円未満（建築一式工事では8,000万円未満）の工事と専任の必要がある請負代金額4,000万円以上（建築一式工事では8,000万円以上）の工事を兼務することは可能か。
- Q 13 : 兼務の対象として、他自治体発注工事や民間工事も含まれるのか。
- Q 14 : コリンズで兼務要件を確認できない場合（国、市町村工事などの他機関及び民間工事含む）はどのように対応するのか。
- Q 15 : 兼務届出書の提出後、主任技術者の兼務を調査したところ既に監理技術者として配置されていることがわかった。どのように取り扱うのか。
- Q 16 : 兼務届出書を提出したが、提出後、既に2件の工事を兼務する専任の主任技術者であったことが判明した。どのように取り扱うのか。
- Q 17 : 兼務届出書は、新たに配置予定となる工事の発注者にのみ提出するのか。
- Q 18 : 既に従事している工事と同一現場の工事を兼務する場合も、兼務届出書が必要なのか。
- Q 19 : 専任を要しない工事の兼任に関し、兼務届出書等は必要か。
- Q 20 : 兼務が認められない工事はあるのか。
- Q 21 : 兼務している2件の工事の下請契約の請負代金の合計額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）を超えてしまった。専任を要する監理技術者へ変更しなければならないのか。
- Q 22 : 兼務している一方の工事が、専任を要する監理技術者へ変更しなければならなくなった場合、どのように取扱うのか。
- Q 23 : 兼務している主任技術者が真にやむを得ない場合（死亡、退職等）により途中交代しなければならないときはどうするのか。また、このような工事において他の工事の主任技術者が兼務することは可能か。
- Q 24 : 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、現場代理人も兼務することができるのか。
- Q 25 : 既に従事している工事と同一現場の工事を兼務する場合で、既に配置している主任技術者（兼現場代理人）を当該同一現場工事の主任技術者（兼現場代理人）としても配置したいが、どのような手続きが必要か。
- Q 26 : 「営業所に置かれる専任の技術者」の兼務の条件は変わるのか。
- Q 27 : 専任の主任技術者を別工事の現場代理人として配置することは可能か。
- Q 28 : 当面の間の取扱いとは、期間限定の取扱いなのか。

**Q 1 : 平成 2 5 年 2 月 5 日付け国土交通省建設業課長の通知により、建設業法施行令第 2 7 条第 2 項の規定が緩和されたのか。また、平成 2 6 年 2 月 3 日付け国土交通省建設業課長の通知では何が改定されたのか。**

A 1 : 緩和ではありません。建設業法施行令に規定される内容が明確化されたものです。

**○建設業法施行令第 2 7 条第 2 項**

前項に規定する建設工事のうち密接な関係 ※ 1 のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所 ※ 2 において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

【平成 2 5 年 2 月 5 日付、国土交通省建設業課長の通知により明確化された内容】

※ 1 工事の対象となる工作物に「一体性」若しくは「連続性」が認められる工事又は「施工にあたり相互に調整を要する工事」は「密接な関係」に該当するとされました。

【平成 2 6 年 2 月 3 日付、国土交通省建設業課長の通知により改正】

※ 2 「近接した場所」が、従来の「工事現場の相互の間隔が従来の 5 k m 程度」から拡大され、「1 0 k m 程度」の場合も該当するとされました。

これらの条件を満たす工事について同一の専任の主任技術者が原則 2 件、兼務できることが明確化されました。

**Q 2 : 「一体性」や「連続性」、「相互に調整を要する工事」の判断はどのように行うのか。**

A 2 : 国土交通省の通知に基づき、以下の事例に合致するもの又はそれに類するものは「一体性」や「連続性」、「相互に調整を要する工事」と判断します。

**○工作物に「一体性」若しくは「連続性」が認められる工事**

例 : ・同一路線や同一河川、同一区画整理地内や同一公園内等で実施する工事 等

**○施工に当たり相互に調整を要する工事**

例 : ・工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要するもの  
・工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要するもの  
・2 つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの  
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの  
・同時に複数個所で交通規制を行う複数工事で、円滑な交通を確保するため、相互に調整する必要があるもの 等

**Q 3 : 工事現場がいずれも越谷市内であれば、「近接した場所」と見なすのか。**

A 3 : 平成 2 6 年 2 月 3 日付の国土交通省からの通知において、「近接した場所」の定義を「相互の間隔が 1 0 k m 程度」としていますが、本市の市域（東西 8 . 6 k m、南北 1 1 . 5 k m）を踏まえ、工事現場がいずれも越谷市内であれば、「近接した場所」として取り扱うこととしました。

なお、工事現場が市外の場合は、工事現場の相互の間隔が、直線距離で 1 0 k m 以内であることが必要です。

**Q 4 : 国土交通省の通知では工事現場の相互の間隔が「1 0 k m 程度」であるが、越谷市では「1 0 . 0 k m 以内」なのか。**

A 4 : 主任技術者の兼務を認める要件は、落札候補者となった者の入札が無効になる可能性がある重要な要素です。

このため、直線距離を地図上で測定する誤差等も考慮しつつ越谷市では 1 0 . 0 k m 以内とする明確な基準値を定めました。

**Q 5 : 1 0 . 0 k m は直線距離か、それとも移動する道路の距離（走行距離）か。**

A 5 : 工事現場間の直線距離とします。例えば、河川の右岸と左岸の工事場所など、自動車等での移動距離が長くても直線距離とします。

**Q 6 : 工事現場の相互の間隔とは、どのように計測した値か。**

A 6 : 工事現場は「管理可能な一定のエリア（仮囲い等で仕切られた範囲）」であり、その最短距離と捉えます。仮囲いを行わない工事は、工作物間の最短距離とします。

**Q7：兼務できる工事件数は原則2件だが、3件の工事を兼務することは可能か。**

A7：Q3のとおり、10km以内の**近接した場所**で施工する場合は、2件までとします。ただし、密接な関係のある2以上の建設工事を**同一の場所**で施工する場合は、これらの工事を1件として取り扱います。

したがって、近接した場所で施工する別工事をさらに1件兼務することができますので、結果として3件の兼務が可能となります。

○国土交通省 監理技術者制度運用マニュアル（抄）

また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある**二以上**の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（建設業法施行令第二十七条第二項）。

**Q8：越谷市発注工事同士の場合、全てが主任技術者の兼務可能対象工事となるのか。**

A8：いずれの工事現場も越谷市内であり、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事または施工にあたり相互に調整を要する工事（Q2を参照してください。）については、原則として兼務可能です。

ただし、監理技術者を配置する工事は兼務の対象外であるほか、以下の例外規定があります。

○兼務を認めない工事（越谷市建設工事の技術者の専任に係る取扱要領第8条）

- (1) 低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事
- (2) 越谷市建設工事共同企業体取扱要綱に基づき、共同企業体が施工する工事
- (3) その他工事主管課長が、工事の内容等から兼務が困難であると認めた工事

**Q9：越谷市発注工事を施工しているが、同一現場で施工される関連工事を特命随意契約で受注した。既に配置している専任の主任技術者(兼)現場代理人を、関連工事の技術者及び現場代理人として配置したいが、どのような手続きが必要か。**

A9：関連工事の配置予定技術者報告書を提出する際に、併せて「専任を要する主任技術者の兼務報告書」と「現場代理人の常駐規定緩和に関する照会兼回答書」を契約課に提出してください。なお、本体工事及び関連工事の双方が4,000万円未満の場合は主任技術者の兼務届は不要です。

また、主任技術者及び現場代理人の兼務の件数は2件までとしていますが、同一現場の場合はこれらの工事を1件として取り扱いますので、近接した場所で施工する別工事をさらに1件兼務することが可能です。

**Q10：監理技術者が複数の工事に従事できる場合もあるのか。**

A10：監理技術者制度運用マニュアルにおいて、専任の監理技術者が複数の案件を管理できる要件を以下のとおり規定しています。この要件の適用を希望する場合は、事前に契約課までご相談ください。

○専任の監理技術者が複数の案件を管理できる要件（監理技術者制度運用マニュアル 三（2）より）

- ①それぞれの契約工期が重複していること。
- ②それぞれの工事対象工作物等に一体性が認められること。

○監理技術者制度運用マニュアル（抄） 三（2）

・ また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

・ このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると認められることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を四千万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。（特例監理技術者を設置する場合を除く。）

## ○建設業相談事例集 Q&A (国土交通省ホームページより)

Q 監理技術者、主任技術者に適用される「専任性の特例」として、「ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては・・・」とありますが、「一体性」はどのように証明すればよいでしょうか。

A・「資格者証(監理技術者資格者証)運用マニュアル」において、「発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者又は同一の監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これらを一つの工事とみなして、当該工事全体を管理するものとする事ができる。」とされています。

一体性が認められる工作物であるかは、個々の建設工事の状況を踏まえて判断しなければなりません。少なくとも、「発注者が同一の建設業者と締結するものであること」、「契約工期が重複する請負契約であること」、「当初の請負契約以外が随意契約により締結されるものであること」等が必要です。

一体性が認められる工作物等であるかは、建設工事の内容を把握している発注者と十分な協議・確認を行い、疑念が残る場合には許可部局(業法所管部局)に個別にお尋ねください。

## Q11: 現場代理人の常駐規定緩和に関する取り扱いも変わるのか。

A11: 平成22年度より、本市発注工事でかつ契約金額が4,000万円未満の工事を対象に、2件までの兼務を認めていますが、いずれの工事も本市発注工事であることを前提に、技術者の専任に係る取り扱い要領により、技術者の兼務が認められる工事については、4,000万円以上であっても現場代理人の兼務を認めることとしました。

※令和6年4月1日より、越谷市内の埼玉県発注工事に限り兼務が可能になりました。

### ○取り扱い変更後の現場代理人兼務要件

以下の(1)から(3)を全て満たし、かつ(4)又は(5)のいずれかを満たすこと。

- (1) 現に工事及び修繕(以下、「工事等」という。)の現場での兼務は2件までとする。
- (2) 本市又は埼玉県発注案件かつ現場が越谷市内であり、重複する期間があること。
- (3) 特記仕様書等に現場代理人の兼務を認めない旨の表記がないこと。
- (4) いずれの工事等も当初請負契約金額(税込)が4,000万円未満の工事等であること。
- (5) 「越谷市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」第3条の要件に該当すること。

※(5)については、実際の主任技術者の兼務の有無は問いません。

※現場代理人の兼務が認められるのは、本市又は埼玉県発注案件(履行場所に越谷市内が含まれる場合に限る)のみですので、それ以外の場合は、主任技術者の兼務が認められる場合であっても、現場代理人の兼務はできません。

※1件あたりの請負代金額が130万円以下の案件につきましては、(1)の兼務件数の対象外として扱います。(埼玉県発注案件も同様の扱いとします。)

## Q12: 専任の必要がない請負代金額が4,000万円未満(建築一式工事では8,000万円未満)の工事と専任の必要がある請負代金額4,000万円以上(建築一式工事では8,000万円以上)の工事を兼務することは可能か。

A12: 兼務することは可能です。ただし、同一の主任技術者が兼務できる工事の数は原則2件です。

## Q13: 兼務の対象として、他自治体発注工事や民間工事も含まれるのか。

A13: 建設業法の趣旨からも、他自治体の工事や民間工事は含まれます。

ただし、それぞれの工事発注者が兼務を認めることが前提となるほか、工事内容等を契約書等で明確に確認できることが必要となります。

## Q14: コリンズ等で兼務要件を確認できない場合(国、市町村工事などの他機関及び民間工事含む)はどのように対応するのか。

A14: 兼務届出書とともに契約書(金額確認)や工事内容、兼務を希望する主任技術者の他工事の配置状況がわかる書類を提示してください。

**Q15：兼務届出書の提出後、主任技術者の兼務を調査したところ既に監理技術者として配置されていることがわかった。どのように取り扱うのか。**

A15：監理技術者の兼務は、Q9の要件を満たす場合を除き、認められておりません。

要件を満たす他の主任技術者の兼務を希望する場合は、再度、兼務届出書を提出してください。

**Q16：兼務届出書を提出したが、提出後、既に2件の工事を兼務する専任の主任技術者であったことが判明した。どのように取扱うのか。**

A16：既に複数の工事を兼務している専任の主任技術者について、新たに兼務を希望する場合は、兼務している工事が、専任を要する期間から外れている必要があります。(工事が完成後、検査が終了し、事務手続きのみが残っている期間など)

まずは、既に従事している工事の発注者に確認してください。

要件を満たす他の主任技術者の兼務を希望する場合は、再度、兼務届出書を提出してください。

**Q17：兼務届出書は、新たに配置予定となる工事の発注者にのみ提出するのか。**

A17：既に従事している工事が越谷市発注工事の場合は、新たに配置予定となる工事の落札候補者となった時点で、契約課宛に兼務届出書を提出してください。既に従事している工事の発注課に対しては、契約課よりその写しを回送します。

また、既に従事している工事が越谷市以外の発注工事の場合は、本市の工事を兼務する旨を当該発注者に報告し、その指示に従ってください。

既に本市発注工事に専任の主任技術者を配置し、新たに国や他自治体の発注工事の落札候補者となった場合は、その時点で本市契約課へ兼務届出書を提出してください。なお、既に従事している本市発注工事の主任技術者が非専任の場合は、新たに国や他自治体の工事を兼務する場合でも、兼務届出書の提出は不要です。

**Q18：既に従事している工事と同一現場の工事を兼務する場合も、兼務届出書が必要なのか。**

A18：既に従事している工事と施工区間が同一の工事(例：道路工事を受注している場合で、新たに同一箇所下水道工事を受注する場合等)であっても、専任の主任技術者を配置している場合(いずれかの工事の契約金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の場合)は、兼務届出書の提出が必要となります。ただし、届出書の「兼務場所」欄への地図の貼付は不要です。

**Q19：専任を要しない工事の兼任に関し、兼務届出書等は必要か。**

A19：従事する工事がいずれも契約金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満であれば、従事に際しての兼務届出等は不要です。

**Q20：兼務が認められない工事はあるのか。**

A20：あります。

兼務する要件(要領第3条)を満たしていない工事や兼務の適用除外工事(要領第8条)、既に2件の工事を兼務しており専任の期間内である場合、重要構造物の工事など、発注機関が兼務することを認めない工事は兼務できません。

また、既に受注している工事の発注機関が兼務を認めない場合も兼務できません。

これらの場合、請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)の工事では、他の専任の主任技術者を配置する必要があります。

**○兼務を認めない工事(越谷市建設工事の技術者の専任に係る取扱要領第8条)**

- (1) 低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事
- (2) 越谷市建設工事共同企業体取扱要綱に基づき、共同企業体が施工する工事
- (3) その他工事主管課長が、工事の内容等から兼務が困難であると認めた工事

**Q21：兼務している2件の工事の下請契約の請負代金の合計額が4,500万円(建築一式工事は7,000万円)を超えてしまった。専任を要する監理技術者へ変更しなければならないのか。**

A21：専任を要する同一の主任技術者が兼務する工事では、それぞれの工事の下請契約の請負代金額を合計する必要はありません。

ただし、兼務するいずれかの工事の下請契約の請負代金額が4,500万円(建築一式工事は7,000万円)を超えた場合、専任を要する監理技術者に途中変更しなければなりません。

**Q22：兼務している一方の工事が、専任を要する監理技術者へ変更しなければならなくなった場合、どのように取扱うのか。**

A22：兼務している工事の一方が、やむを得ない事情により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、途中交代を認めます。

なお、主任技術者として配置されていた者を監理技術者とする場合は、監理技術者の兼務は認められていないため、兼務していたもう一方の工事について、技術者の技術力が同等以上に確保され、工事の継続性、品質確保に支障がないと認められる新たな主任技術者の配置が必要となります。

この確保ができない場合、本市では、越谷市建設工事標準請負契約約款第47条第1項第4号に基づき契約を解除することができます。

このようなことが生じないように、契約当初において、監理技術者を設置する工事になる可能性があるものについては、兼務届出の対象外とするとともに、当初から監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置してください。

○国土交通省 監理技術者制度運用マニュアル（抄）

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。

**Q23：兼務している主任技術者が真にやむを得ない場合（死亡、退職等）により途中交代しなければならないときはどうするのか。また、このような工事において他の工事の主任技術者が兼務することは可能か。**

A23：新たな主任技術者を配置することになります。

監理技術者制度運用マニュアルに定めるとおり、途中交代は慎重かつ最小限にしなければなりません。交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保され、工事の継続性、品質確保に支障がないと認められる主任技術者を配置することが必要です。ただし、途中交代時に他の工事の主任技術者が兼務することはできません。同一の主任技術者の兼務については、取扱要領第6条により落札候補者となった時点でのみ判断します。

**Q24：同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、現場代理人も兼務することができるのか。**

A24：同一の主任技術者が兼務する工事が、いずれも越谷市又は埼玉県発注工事（履行場所に越谷市内が含まれる場合に限る）の場合は、現場代理人を兼務することが可能です。また、実際に主任技術者が現場代理人を兼務していない場合でも、兼務要件（取扱要領第3条）に該当する場合は、同じく同一の現場代理人が兼務することが可能です。

兼務を希望する場合は、4,000万円未満の工事では実施されている現場代理人の常駐規定の緩和と同様の手続きをお願いします。

**Q25：既に従事している工事と同一現場の工事を兼務する場合で、既に配置している主任技術者（兼現場代理人）を当該同一現場工事の主任技術者（兼現場代理人）としても配置したいが、どのような手続きが必要か。**

A25

○いずれかの工事に専任の主任技術者を配置している場合（契約金額が4,000万円以上（建築一式は8,000万円以上）の場合）

新たに配置予定となる工事の落札候補者となった段階で、主任技術者に係る兼務届出書と「現場代理人の常駐規定緩和に関する照会兼回答書」を契約課に提出してください。なお、主任技術者は別の者を配置し、現場代理人のみ兼務を行う場合は、「常駐規定緩和に関する照会兼回答書」のみ提出してください。

○いずれの工事も専任を要しない工事の場合（契約金額が4,000万円未満（建築一式は8,000万円未満）の場合）

主任技術者に係る兼務届出書は不要です。現場代理人に係る「常駐規定緩和に関する照会兼回答書」のみ提出してください。

○いずれかの工事に監理技術者を配置している場合

技術者及び現場代理人ともに兼務はできません。なお、監理技術者については、Q9の要件により、兼務が認められる場合があります。

**Q26：「営業所に置かれる専任の技術者」の兼務の条件は変わるのか。**

A26：変わりません。「営業所に置かれる専任の技術者」が兼務できる条件は、これまでの扱いのとおりです。

○越谷市における、営業所専任技術者を工事現場に配置できる要件

- (1) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制であること。  
※「近接」とは、当該営業所と工事現場が同一市内の場合とします。（本市発注工事においては、当該営業所が越谷市内に所在し、かつ工事現場が越谷市内の場合となります。）
- (3) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 当該工事現場に配置する技術者は、専任を要しない主任技術者及び監理技術者（請負金額が4,000万円未満、建築一式工事については8,000万円未満）であること。

**Q27：専任の主任技術者を別工事の現場代理人として配置することは可能か。**

A27：今回の専任の主任技術者の兼務要件や、現場代理人の常駐規定緩和要件は、あくまでも主任技術者同士、現場代理人同士を対象としたものです。したがって、専任の主任技術者が別工事の現場代理人を兼ねることは、原則としてできません。（専任を要しない主任技術者の場合は可能です。）

なお、専任の主任技術者が2つの工事を兼務している場合で、その技術者が、一方の工事について現場代理人を兼ねる場合は、兼務可能としています。

※例：工事Aの専任の主任技術者（現場代理人は兼ねていない）が工事Bの主任技術者（兼）現場代理人を兼ねることは可能です。

一方、工事Aの専任の主任技術者（現場代理人は兼ねていない）が工事Bの主任技術者を兼務していない場合は、工事Bの現場代理人を兼ねることはできません。

**Q28：当面の間の取扱いとは、期間限定の取扱いなのか。**

A28：国土交通省の通知にも記載されているとおり「当面の間」取り扱うこととされています。そのため、国から新たな見解が示された場合は取り扱いが変わる可能性もあります。